

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成21年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ディルケンス，アラン  
ブリュッセル自由大学：教授

丹下，栄  
下関市立大学経済学部：教授

大浜，聖香子  
九州大学大学院人文科学府：大学院生

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932628>

---

出版情報：2010-03  
バージョン：  
権利関係：

中世盛期・後期都市文書とその個性的理解の必要  
—北フランスの事例等も踏まえて—

山田雅彦

はじめに

本年度2回目の史料論研究会は、中世盛期・後期の都市文書をテーマとして9月12-13日の2日間にわたって開催された。初日9月12日の午後、花田氏、大宅氏、図師氏による3本の研究報告がなされ、翌13日に徳橋氏と私の2名がそれぞれコメントを行い、その後全体討論の時間が持たれた。初日の研究報告をまずはとりまとめ、その後私自身の夏の都市文書館史料調査の結果などにもふれながら、まとめと問題提起を行っておきたい。

1. 3つの報告、その成果と課題

花田報告は、都市行財政の根幹の記録として、会計簿と都市評議会の議事録を位置づけ、それらの体系的把握の必要を強調した。いずれも中世後期都市当局の周辺に出現してくる重要な史料群であるが、氏の報告はそれらの史料としての全体像を可能な限り明らかにしたうえで、フルな活用方法を提言するものであった。氏によると、まず都市の会計簿は、その作成契機として4つの波が想定され、しかもその波は都市自治全体の進展の問題と深く関連しているという。印象に残ったのは特に史料活用の問題であり、会計簿一冊一冊を単独の史料として用いるだけでなく、複数のものを「セリー」として把握することで、都市史の変化を語る動態的史料として使用することが可能だとの指摘である。しかも、その点はすでに当時の人々にとってまさにそうだったのであり、我々は会計簿史料をそのように考察することで、リル Lille の事例が示唆するように「共同体の記憶」を垣間見ることができるかもしれないのである。

他方の都市評議会議事録は、これまでその重要さに比してきちんと史料論的言及がなされてこなかったドキュメントである。こちらは会計簿と比べると、少し遅れて出現する記録であり、それは上級・外部権力と自治との関係によるとされる。早くても14世紀以降になって整理された形で出てくるのが、一般的傾向であろう。おもしろいことに、花田氏によると、この種の記録をつけた都市の書記層が、使用する書き言葉をパリ Paris の言語にあわせていく傾向があるという。リヨン Lyon などの事例がそれを物語るという。そうして見ると、この種の記録のとりまとめの背景に、王権による都市への強い影響、あるいは王権役人と地方役人の関係、文字文化のパリ収斂傾向といったいくつかのテーマを設定していくことが必要となろう。いずれにせよ、史料論的に見て重要なのは、都市評議録は、会計簿以上に書記によって「取捨選択」された情報の記録であるという点である。その点はこの後ふれるアミアンの都市会議議事録においても確かに確認されることであるが、それに注意さえすれば、逆にこの史料は現代史における新聞史料と同様に、より興味深い情報をもたらしてくれるはずである。

最後に花田氏は、同時代、あるいは後世の人間による会計簿や議事録の参照・活用の問題、それに関連して保管・分類・整理の実態について今後どれだけのことが判明するか問題提起を行っているが、いずれも個々の事例に即して解決するほかない困難な課題であると言うほかない。

二つ目の大宅報告は、ポワチエ Poitiers 市を事例とする都市文書館（館）の全体的把握を試みたものであった。氏は現在の分類状況から同時代の種々文書作成状況まで遡っていくという手法をとる。注目されるのは、都市文書館に現存する史料とそうでない2つのカルテュレール史料との関係であり、その分析は氏の報告論文（本報告集に所収）にあったように、細に入り微に入り丁寧であり、

Manuscrit Saint-Hilaire の構成とその作成意図についての克明な分析結果となっている。結果、それはポワチエの都市文書館に都市カルテュレールがないことの説明にもなっている（ただし、この問題はさらに様々な角度から考察されることは可能であろう）。報告を聞く限りでは、バラージュ徴収権などの未記載問題などはそう大きな問題ではないと思われたが、全体としては、百年戦争後における秩序回復と都市体制の再整備を意図してカルテュレールがまとめられたとの指摘は、都市史研究における史料論の貢献ぶりをよく表している。

大宅氏はまとめに際して、オリジナルの保存と転写による保存、それぞれの重要度をどう考えていくかについて問題提起する。氏は、その二つが目的に応じて使い分けられていたことを本報告の事例をベースに説得的に述べる。臨機応変な仕方による記録の保全という、たいへんバランスの良い結論といえる。ただしその結論によって、使い分けの実態を各都市についてきちんと見ずして、中世後期都市の行財政史を正確に語ることはできないということ、つまりは基礎作業としての都市史料論の重要性を我々はあらためて突きつけられたということにもなるのである。都市史研究はさらに大変な時代になってきた、ということである。

最後の凶師報告は、南仏の重要都市トゥールーズ Toulouse において、都市での文書実践が外部上級権力の参入などによって変容していく過程をまとめたものであった。簡単に整理させていただくと、第1期は、在地に生起していた公証人(notarius)が都市権力と結びついていく過程で、氏はこの時代の都市コンシュラ機構と公証人の関係を「協働・共益関係」と表現している。むろん、公証人と表現する以上は、それが言葉の完全な意味での「都市役人」であるはずはないが、彼ら(あるいはその一部)は普段都市社会内で自由に活動する一方で、都市政府のもとでも契約的に働くことで自身の利益を得ていたという次第であろう。第2期は、フランス王権の南フランスへの進出によって、都市トゥールーズが自己の慣習を主張する、そして対する王権側もまた新たなルールを主張する、こうして、そこに一定の「調整」が生じていくものとされる。ほぼ13世紀の半ば以降である。

以上のプロセスがまとめられたのち、最後にローマ法文書主義の強い影響があったと問題提起されている。もう少し分かりやすく言うならば、パリの王権が主張する理念が従来型の慣習法ではなく、ローマ法の文書主義をベースに展開していて、それが南フランスの都市社会に進出し影響してきた、というのである。

しかし、この見通しに関しては、討論の際にも関連する質問が出ていたように、そのように二項対立的に考える必要はないように思われるし、また考えるべきではない。すでに notaires と呼ばれる職種の人物が複数存在して活動できていたこと自体、トゥールーズには何らかのローマ法的成文慣行が存在していたことになり、すでにそこはまったく素朴な慣習法の世界というわけでない。ある種のローマ法的慣行が当然この南フランスの地には展開していた可能性はないか。トゥールーズ都市でもローマ法の思考法は、13世紀パリ王権のローマ法適用とは別に12世紀より作動していたとみた方が、より現実に近い歴史変化を見て取れるのではないか。

また、この点と関連してくるが、12世紀以来のトゥールーズの notaires は、いつの頃よりイタリア都市や同じ南仏のマルセイユのような、真の「公証人」となったのであろうか。あるいはついにならなかったのであろうか。少なくとも私には12世紀の彼らが「書記」「物書き」「文書作成(可能)者」といった存在以上のものであったかどうか、報告の限りでは確証を得られなかった。その存在についてはより徹底した比較分析などが必要であろう。

## 2. 北フランス都市文書館調査からの印象

私自身、今回の共通テーマに関連して、8月下旬に北フランスの都市文書館(もしくは図書館古文書部)を訪れ、一部史料を閲覧してきた。今回の調査では、アミアン Amiens 市とドゥエ Douai 市の

都市当局作成の条例・法規、都市特権台帳、裁判記録や都市作成公正証書史料等を可能な限り様々に見ることで、中世後期都市文書群の全体的な状況把握を行うことが最大の目的であった。そのため、今回は文書それ自体というよりも数々の目録類に目を通すことを主に行ってみた。特にアミアン市ではほとんどがその作業であった。

アミアン市の市図書館内の古文書部は、同市の15世紀以降の史料の蓄積を生で体験できる場所である。14世紀以前のもは残念ながらあまり伝来していないが、15世紀以降は種々の記録がかなり当時から相応に体系的分類を施されて保管されている。今回の調査はあくまで史料の伝来状況の全貌を知ることが目的だったので、同館所蔵の資料目録 *inventaires* 群を閲覧することを主たる仕事とした。これは、1891年以降、G. Durand が *Série AA* から順次刊行しており (GG と HH は彼の手書き原稿)、今回は15世紀に纏められ始めた都市カルテュレール群である *Série AA* の全体像、そして都市の種々の会議—評議会など含む—の議事録系史料 *Série BB*、そして非訟事項裁治権史料の *Série FF* の最初部分の構成などを、Durand の目録を手がかりにして概観してみた。

総じて、AA には14世紀以前のものも多いが、それ以外は15世紀以前のものほとんどないのが実情である。その *Série AA* と分類される都市カルテュレール群は、作成当時から目的別の編集が行われており、これらの比較検討は今後アミアン市を理解していくうえで不可欠の作業となろう。さいわい、すでに19世紀の頃よりアミアン市に関しては A. Thierry や Ed. Maugis による法制史研究や主要史料の史料学的整理が進んでおり、これらの先行研究の読み直しと批判的活用は、アミアン史に新しい情報をもたらしてくれるものと考えている。

*Série BB* は、花田氏の指摘にあったように、アミアンでもその残存物は年代的には遅い。15世紀に入り、1414年以降からしか伝来していない。ただし、それ以降は革命期まで一貫して都市当局はその記録を作成し、今に伝えてきている。今回見た箇所は、1414-1420年の期間というほんの最初の部分でしかないが、わずかこれだけの期間といえども記述内容は年によって変化している。周知のとおり、この時期は百年戦争史上、北フランスを舞台にして情勢が大きく変化する時であり、ローカルな視点では、当時のアミアン市はイングランド軍による攻撃への備えとパリのブルゴーニュ公との政治折衝とに費やす時間と労力をますます大きくし始めていた時であった。この変化は明瞭に都市議事録の記録に見て取れる。大きな事件のない時期のルーチンの記載と戦時における事件対応型の記載では大きな変化があり、この史料類系がダイレクトに都市政府の関心事を映し出すことを改めて興味感じた次第である。細かな点では、この時期アミアン市の自治制度が時折問題になる際に、しばしばパリ市の自治制度との類縁性が言及されているのは今後注目できる点かもしれない (花田報告にあったリヨン市のパリ言語への接近との比較!)。パリ市の法や制度がアミアンのモデルとされていたことが推し量れるのである。

最後にアミアンでは、*Série FF* の在り方も見てきた。このセリーは非訟事項裁治権関係の記録であるが、ここでは *registre* 型の管理がされており、その記載内容は15世紀においてはなお少数でしかなかった。この方式と大きく異なるのがもう一つの今回の調査地ドゥエの図書館である。

ドゥエ市の市図書館では、有名な *Série FF* にあるキログラム *chirographum* 文書の閲覧を第1目的とした。これもまた都市当局による非訟事項裁治権執行の文書群であり、すべて同館内のイントラネットによるパソコン閲覧が可能となっていた。13-15世紀の記録として伝来するその史料類型について、ひととおりの概観をし、写真撮影も行った。また、同じく *Série FF* に属すそれ以外の帳面型司法記録も参照した。一部だけだがこちらでも写真撮影した。全体として、14-15世紀のドゥエでは、裁判や非訟事項に限ってではあるが、目的に応じて多様な形態の文書管理が実践されていた様子が確認できた。この点は花田報告にあった「使い分け」という指摘を思い起こさせてくれる。

以上の調査報告的スケッチは、きわめて不完全なものでしかない。今後さらに現地に足を運んで

都市文書の全容を把握していく必要がある。特に私の不勉強ということもあるが、都市会計簿類にはどの都市文書館でもいまだノータッチである。今少しこのあたりの情報も重ねて議論していくべきことは、花田氏の言う通りであろう。

### おわりに

都市とは一つの権力体である。この権力体=権力機構の文書実践は、当初は在地の教会・修道院の文書実践の影響をうけながら、また当地に根付いた領主権(場合によっては王権)の管理手法にも影響されながら、徐々に発達していったものであろう。ところが、この後発的な権力体は複雑化した社会を直に管理する必要からか、緊急なものからアドホックに、そしてやがては全体的にルーチンとして一定の文書管理を進めていった。ただし、これも平均的なストーリーである。非常に速いスピードで展開する都市もあれば、まったく逆の場合もある。経済構造や社会構造ばかりがその原因ではない。むしろ、都市周辺に存在する、あるいは都市内部に存在する都市「外」の権力との関係が、非常に重要な要因となっている。大宅報告や図師報告はその点を例証している。在来の慣習的作法の成文化、さらにはそのルーチン化といった問題は、法の問題でもあるがそれ以上に政治力学の問題でもある。記録し管理する必要性がそれを生み出すのであるから。

その点では、各地の政治環境は千差万別である。伝来文書の都市や村落それぞれの独自性と共通性を、比較の視点から検証していくことは、単なる史料学的基礎作業というよりもそれ自体が有益な都市史、村落史の情報となりうる。その意味では、従来のように北の慣習法と南の成文法などという単純な分類にとどまっているのではなく、より徹底した比較検討が必要だということである。繰り返すようだが、都市文書の総合分析は、法の在り方に関する議論も含むが、それ自体の政治力、団体としての管理能力の問題なのであるから、個々において事情が異なるとみるべきなのである。また、そこにこそ興味深い種々の論点が潜んでいるという研究姿勢が求められる。単純に見ても、南フランスの内部、南フランスとイタリア都市、あるいはスペイン都市といったところで、比較は可能となろう。北フランスでもその内部、パリ影響圏とそれ以外などでは都市の文書管理の在り方も変わる可能性がある(王権の圧倒的な存在ゆえに)。

また、花田氏の述べるように、都市文書、都市史料といっても多様な形態が含まれている。諸史料を関連させた社会分析、当局分析は今後さらになされていくであろう。言うはやすしであるが、考えてみればこうした史料検証は、シュネイデルやデポルトらによる中世後期都市社会史研究(それぞれメツ Metz とランス Reims)では、普通に行われてきたことなのである。むしろ我々がここに付加したいのは、その史料参照を史料論という水準まで引き上げることである。その格付けは、彼ら偉大なフランスの中世都市史家にとってあまり普通であった史料の読み込み作業が、我々にとっては今や史料論という新しい情報解釈装置であることを意味するのである。